

農地転用許可申請について

旭川市農業委員会

【農地転用申請について】

- ・ 農地転用の申請は毎月10日が締切ですので、10日には不備のない書類を提出いただく必要があります。
書類に不備がある際には御希望の月に受け付けできない場合がありますので、毎月1日まで(1日が休業日の場合は翌営業日まで)に、添付書類を含めて全ての申請書類を提出いただくよう御協力をお願いします。
- ・ 申請後、許可が出るまで2か月程度(案件により1か月程度)を要します。
- ・ 農地転用の申請の際に、都市計画法や農業振興法等に関する申請が別途必要となる場合があります。

【添付書類:全申請者共通】

書 類 等	備 考	必要部数		チェック欄
		4条	5条	
・申請書	・左2箇所ホチキス留め ・申請者が2名を超える場合は、超えた人数分の部数を追加すること(次の実測図も同様)	3	4	□
・実測図(求積図)	・土地1筆の一部転用の場合に必要 ・地積測量図(法務局で発行)など、転用部分の面積が詳細に分かるもの ・申請書と同じ部数を用意、申請書と一緒にホチキス留め ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	3	4	□
・本人確認書類の写し ※運転免許証等	・申請者 ・所有者	各1部		□
・申請地の登記事項証明書	・全部事項証明書(法務局で発行) ・転用面積は原則、登記事項証明書の地積とする	3		□
・申請地と一体的に事業等を行う土地の登記事項証明書	・全部事項証明書(法務局で発行) ・登記情報提供サービスで取得したものでも可	3		□
・位置図	・申請地の位置及び周辺の状況が分かる地図(住宅地図等の写し) ・縮尺1/5,000~1/10,000程度 ・JR駅、市役所支所等と申請地が含まれるもの。JR駅等から直線を引き、方向及び距離を記載。 ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	3		□
・公図	・法務局で発行	3		□
・現況地目図 (申請地周辺の地目が分かるもの)	・周辺地図に地目毎の色塗り(田・畑・宅地等で色分けした上で、凡例を付けること) ・縮尺1/5,000~1/10,000程度 (上記の位置図へ記載する場合は省略可) ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	3		□
・土地利用計画図 (申請地の利用計画が分かるもの)	・施設の配置が分かる図面 ・縮尺1/300~1/2,000程度 ※図の縮尺及び各辺の距離を図示すること ※転用の要素ごとの面積の計算式を記載するとともに、その合計が転用面積と一致すること ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	3		□
・平面図 及び 立面図	・建物を建てる場合などに必要 ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	3		□
・周辺の農地への被害防除計画	・排水図面、フェンスの設置図など (農家住宅等で生活排水を下水道に接続する場合は不要) ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	3		□

書 類 等	備 考	必要部数		チェック 欄
		4条	5条	
・資金調達確認資料	・預金口座残高証明, 融資証明, 通帳の写し(表と最終ページ(残高以外は黒塗り可))	3		<input type="checkbox"/>
・建築物や土地等の見積書		3		<input type="checkbox"/>
・関係法令の許認可 等 (同時許可: 都市計画法, 砂利採取法等) (その他: 河川法等)	・申請書, 許可書, 認可書等の写し(本提出時に当事務局に写しを提出) ※ 都市計画法は申請書, 砂利採取法は申請書及び添付書類一式, 河川法は占用許可書 など)	3		<input type="checkbox"/>
・転用行為の妨げとなる権利者の同意書	・土地所有者(転用地に隣接し一体的に活用する非農地の所有者), 借受耕作者, 抵当権者等の同意書 ※4条, 5条の記載誤りに注意	3		<input type="checkbox"/>
・土地改良区の意見書	・申請地が土地改良区の受益地かどうか等の確認 ※4条, 5条の記載誤りに注意	3		<input type="checkbox"/>
・住民票 等	・登記事項証明書と住所が異なる場合に必要	3		<input type="checkbox"/>
・事業計画書, 工事工程表	・大規模な転用事業の場合に必要	3		<input type="checkbox"/>

【添付書類: 法人が申請する場合】

書 類 等	備 考	必要部数		チェック 欄
		4条	5条	
・法人登記事項証明書	・履歴事項全部証明書(法務局で発行)	3		<input type="checkbox"/>
・定款 または 寄付行為 または 規約	・写しで可(原本証明のあるもの)	3		<input type="checkbox"/>

【その他書類関係】

- ・ 各種証明書は発行後6か月以内のものを御提出ください。
- ・ 添付資料については1部原本, その他は写しの提出で結構です。(写しの資料もカラーで提出してください)
- ・ 申請書を提出する際にこの書類も一緒に持参してください。

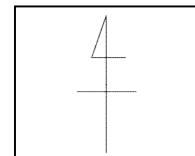
【参考情報① 市役所手続き関係】

- ・ (農振関係) 農政部 農政課 農政係 (Tel25-7417) 水道局庁舎4階
- ・ (都市計画関係) 地域振興部 都市計画課 開発指導・区画整理担当 (Tel25-8530) 第三庁舎3階
- ・ (建築確認関係) 建築部 建築指導課 建築確認係 (Tel25-8597) 第三庁舎3階

【参考情報② 農協及び土地改良区】

- ・ JAあさひかわ(Tel37-8855) 旭川市豊岡4条1丁目1番18号
- ・ JA東旭川(Tel36-2111) 旭川市東旭川南1条5丁目8番22号
- ・ JAたいせつ(Tel57-2311) 旭川市東鷹栖1条3丁目
- ・ JA東神楽西神楽支店(Tel75-4211) 旭川市西神楽南1条2丁目
- ・ 旭川土地改良区(Tel75-5511) 旭川市西神楽1線18号390番地の2
- ・ 大雪土地改良区(Tel57-2919) 旭川市東鷹栖4条5丁目639番地の130
- ・ 東和土地改良区(Tel32-2241) 旭川市東旭川町旭正312番地の13
- ・ 永山土地改良区(Tel48-2352) 旭川市永山2条19丁目3番11号
- ・ 神竜土地改良区(Tel0164-24-2611) 深川市納内町3丁目3番40号
- ・ 当麻土地改良区(Tel84-2231) 上川郡当麻町4条東3丁目4番63号

(方位記号の例)



【申請書データ掲載HP】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/392/p009167.html>

4条転用 … 9番 5条転用 … 10番